



自動運転自動車





自動車検査

街頭検査

近畿運輸局自動車技術系職員の仕事

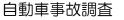


基準緩和認定



国土交通省

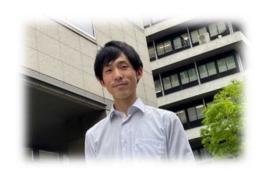
近畿運輸局 自動車技術安全部技術課





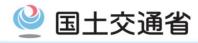
鉄道行政

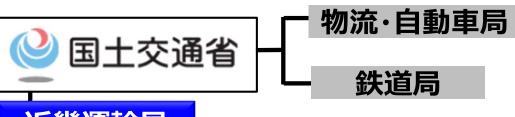




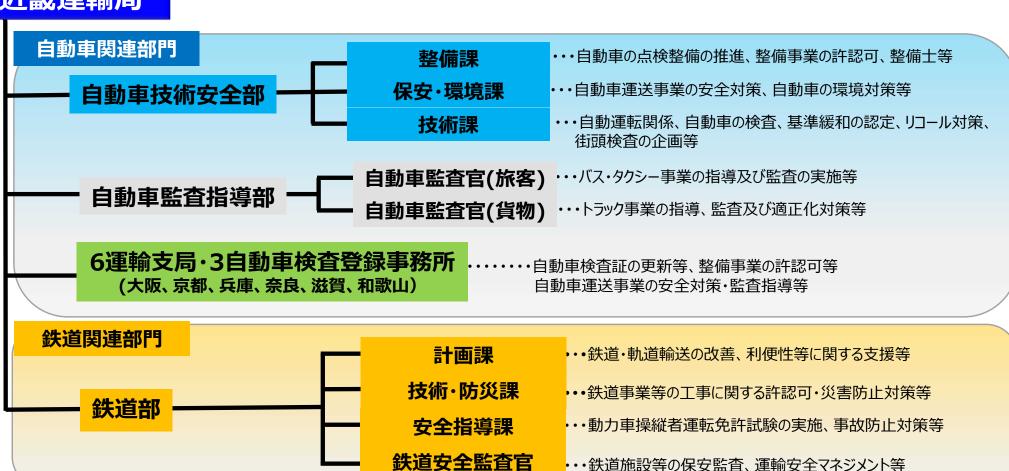


国土交通省の組織(自動車・鉄道系技術職員)





近畿運輸局





近畿検査部 - 10事務所 (大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)

・・・自動車の基準適合性の審査、改造車、輸入車の審査等

自動車・鉄道系技術職員の勤務地(近畿運輸局)



6運輸支局

(大阪運輸支局、京都運輸支局、兵庫陸運部、滋賀運輸支局、奈良運輸支局、和歌山運輸支局)

3自動車検査登録事務所、1検査場

和泉自動車検査登録事務所、なにわ自動車検査登録事務所、 姫路自動車検査登録事務所、京都南検査場



自動車技術系職員配置状況【R7.4.1】現在

- ◆近畿運輸局、各支局事務所: 45%
- ◆自動車技術総合機構 近畿検査部、各事務所:42%

出向者

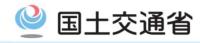
- ◆国土交通省、自動車技術総合機構本部:9%
- ◆軽自動車検査協会等: 4%

技術系職員数:約270名

人事異動

おおむね**2年毎に人事異動**があります。 近畿運輸局管轄区域での転勤が基本のため、 **転居を伴う人事異動はほとんどありません。**

自動車技術系職員のキャリアパス(例)



運輸支局長

※地方局幹部

本省:課長補佐

運輸局:課長

※地方局幹部

運輸局:課長補佐、専門官

運輸支局:首席

自動車機構:所長

本省:係長

運輸局:係長

運輸支局:専門官

自動車機構:主席自動車検査官

本省:係員

運輸局:係員

自動車機構:自動車検査官

※自身の職責に応じた部署へ出向することがあります。

運輸支局:係員

自動車機構:検査官補

安全で環境と調和のとれた車社会の実現を目指して



- ●自動車は今や国民生活、社会活動に欠かせないものとして利用されています。
- ●自動車の使用に当たっては、個人差があり自己管理責任だけで全て安全を確保することは難しい。
- ●自動車の構造・装置に関する安全・環境基準の策定、自動車の審査・検査を通じて、安全・安心なクルマ社会を実現することを目的として日々業務を行っています。
- ●自動車整備事業者の許認可、自動車整備士技能検定試験の実施
- ●自動車整備事業者及び自動車運送事業者に立入監査を実施するなどの行政指導も行っています。
- ●自動運転自動車の実証実験や開発に伴う補助金の交付
- ●自動運転車に対する、走行条件の付与、基準の緩和なども、技術職員の活躍の場は世界に 広がっています。

自動車の審査業務



深夜街頭検査 (不正改造自動車の排除)



販売前の自動車の審査



自動運転自動車の緩和認定





背景

- 日本の自動車保有台数は約8,311万台。(令和7年2月末現在)
- 自動車と経済・生活との結びつきはとても強く、自動車行政の役割は重要
- 走行中における自動車事故、騒音や排出ガスによる公害は社会問題
- 行政は個々の自動車情報を把握し、安全・環境をコントロールできるようにしておくことが社会的に求められています。



検査・登録制度の必要性





- 自動車検査登録制度は、巨大化していくクルマ社会の秩序を支えています。
- 自動車の検査があることによって、安全確保・公害防止が図られます。
- 個々の自動車の識別を可能にし、所有及び使用の実態が把握されていることが 大切になります。

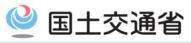
全ては車社会の安心・安全のために!

自動車検査証の諸元等の確定業務

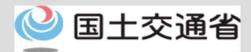




安全・環境基準への適合性の審査業務

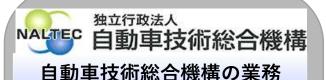


自動車が道路運送車両法に規定する道路運送車両の保安基準に適合しているかを審査しています。



国の業務

運輸支局または自動車検査登録事務所が実施



検査部または事務所が実施

検査場における検査

(新規検査、継続検査、構造等変更検査等)

- 検査申請の受付
- 自動車検査証の交付

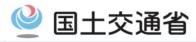








自動車技術総合機構の業務(自動車の検査)



平成14年7月 検査の審査業務を国から切り離し、独立行政法人化

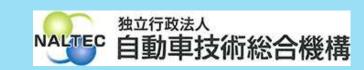
●独立行政法人化後の主な経緯

非公務員化(施行)H19.4.1

自己収入化(施行)H20.1.1

自動車検査独立行政法人から独立行政法人自動車技術総合機構に名称変更(施行)H28.4.1

交通安全環境研究所との統合(施行) H28.4.1



【主な業務】

①使用段階における基準適合性審査(自動車検査)



目動車検査場での審査業務







▶ 自動車が市場に投入される前に実施する型式認証における基準適合性審査等

②型式認証における基準適合性審査









▶ 研究所施設での実証実験

③自動車のリコール技術検証業務





販売前の自動車の審査・認証業務





- 販売前の自動車(大量生産される自動車)について試験車両を用いて、安全基準・環境基準に適合しているかを自動車機構認証審査部において審査しています。
- この審査によって、一台毎の自動車の検査を行うことを省略することができ、社会的なコストの観点から見て非常に効率的なシステムといえます。



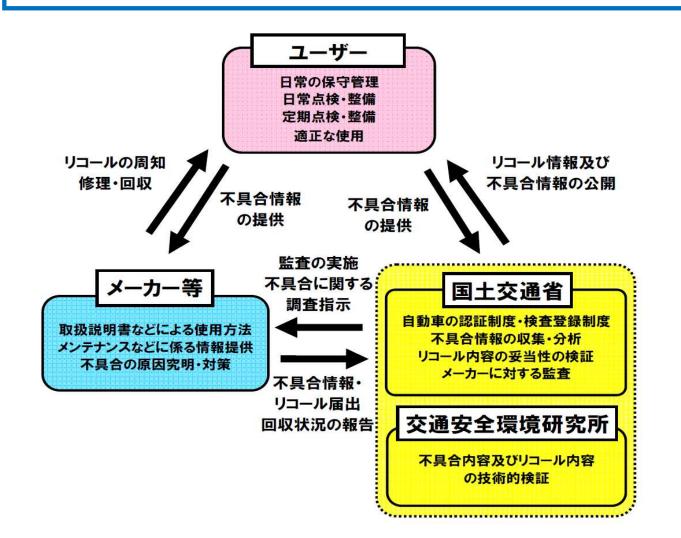




衝突安全試験排出ガス試験



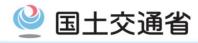
- リコールとは、自動車等の不具合(保安基準に適合しなくなる状態)、その原因が設計 又は製作過程にあると認められるときに、自動車製作者等が、基準に適合させるために 必要な改善措置を行うことをいいます。
- 我々は、その改善措置の内容が適切かどうか審査し、不適切な場合には、自動車製作者 等に改善措置の見直しを求めます。



国土交通省では、

無通告で自動車製作者へ立入検査 を実施し不具合情報の確認、必要 に応じて行政指導、改善を求めて います。

自動車整備事業の指導・育成業務



自動車整備事業の指導・監督

自動車整備事業の健全な発達を目指して、整備事業者に 対して指導・監督を行っています。

整備事業の種類

○認証整備工場

(自動車分解整備事業→自動車特定整備事業(R2.4.1~))





(近畿地区で約12,000工場)

- ・エンジン交換など安全上重要な整備を行う事業を営む ためには国の認証が必要となります。
- ○指定整備工場(指定自動車整備事業)

町の整備 工場や ディーラー



『『『記録』(近畿地区で約4,000工場)

- いわゆる「民間車検場」
- ・指定整備工場の指定を取得すると、継続検査(車検)の 際、国の検査場に車を持ち込む必要がなくなります。

点検整備関係

「自動車点検整備推進運動」を実施し、点検 整備の確実な実施を推進。





大型車の脱輪事故等の整備不良による事故が相 次いでいることから事業者講習会などを通じて、 適切な点検・整備の励行を呼びかけています。

自動車整備士の育成

自動車整備に係る技能の向上を図るため、自動車整備 士養成施設(専門学校等)の指導・監督を行うととも に、自動車整備士技能検定試験を行っています。





自動車運送事業の輸送の安全確保



輸送サービスの安全確保~監査、行政処分等(トラック・バス・タクシー)

事業を開始した後は法令遵守が求められる

事 業

可

事業者による安全確保等義務の履行

- ・運行管理者(国家資格)の選任
- ・整備管理者の選任
- ・休憩仮眠施設の整備
- ・事業用自動車の点検整備
- ・運転者の適性診断の受診
- ・点呼の実施 等

監査 臨 店等 の 実 施

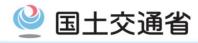
違反が認められた場合 の行政処分等

- ・警告(行政指導)
- ・不利益処分(行政処分)

車両停止・事業停止 事業改善命令 事業許可の取消 運行管理者資格者証返納 等



自動車事故の要因分析調査業務(事故調査)





- 社会的影響の大きな事故
- 乗合バスの車内事故
- ・トラックの右左折事故、追突事故
- ・車両欠陥が起因した疑いのある事故





情報収集

情報展開

事故調査(ミクロ)

- ・関係者から聴取
- •関係物件調査
- ・関係資料収集など

事故調査委員会への 調査協力

対策

- •検討
- 立案

事故調査委員 会での再発防止 策の提言

保安監査

<u>傾向分析</u> <u>(マクロ)</u>

- ・ITARDA(自動車事故総合分 析センター)のマクロデータ
- ・他の事故報告書

<u>事故防止対策</u> (再発防止対策)

個別事業者の指導

- ・個別に改善指導
- 業務全般のコンサルタント など

業界全体の指導

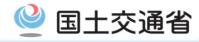
- •各種講習会での事故防止指導
- •事故防止诵達発出
- ・業界と連携した事故防止対策の 検討 など

管理者の指導

・講習、研修を通じて運行管理者及び整備管理者を指導

車両の対策

- •自動車製作者の市場措置を促進
- ・点検整備方式の見直しなど



近畿運輸局は、鉄道の安全・安定輸送について、鉄道・軌道等の施設の許認可、災害対応、動力車操縦者免許試験の実施、事業者への監査・指導、事故等が発生した場合の原因の調査分析等、利用者が安心して利用できる鉄道輸送を目指し、各種の安全施策を推進しています。

●鉄道施設・車両に改良等に関する許認可等

- 鉄道・軌道等の新設、施設の変更(高架化、駅施設・線路・電気設備の改良等)にあたり、許認可等の業務を実施しています。
- また、新設・改良した施設(大規模なもの)等が 完成した際は、完成検査を実施しています。
- 車両の新造、改良にかかる車両確認を実施しています。



車両の新造



完成検査

●災害対応



現地調査

- 災害により鉄道施設 の被害が発生した場 合、現地調査等を実 施しています。
- また、災害復旧にあたり、鉄道事業者に対し、必要な支援を実施しています。

●動力車操縦者免許



動力車操縦者試験

- 鉄道を運転するため には動力車操縦者運 転免許が必要です。
- 運転免許を取得する ための、動力車操縦 者試験を実施してい ます。

鉄道関係業務

🥝 国土交通省

●鉄道運転事故等の業務

- 鉄道運転事故やインシデント(事故が発生するお それがあると認められる事態)が発生した場合に は、その原因の究明と再発防止のための調査分析 を行い、その情報を各事業者に提供するなど、事 故防止の取組みに活用しています。
- また、運輸安全委員会が行う調査に対し、事故等についての事実の調査や物件の収集等、必要な援助を行っています。



列車脱線事故

●バリアフリーの推進



ホームドアの設置



エレベーターの設置

- 鉄道駅等のバリアフリー 化を推進しています。
- 鉄軌道事業者が実施する バリアフリー化(エレ ベーター、スロープ、多 機能トイレ)、ホームド アの設置等に対して、必 要な支援を実施していま す。

●事業者に対する監査・指導



車両添乗

鉄道・軌道・索道事業者に 対し、施設や車両の保守管 理状況、運転取扱いの状況、 乗務員に対する教育訓練の 状況、安全管理体制等につ いて、事業者及び現地に直 接立ち入り、確認や指導等 を実施しています。

●地域鉄道事業者に対する支援

地域鉄道を活性化するため、地域鉄道事業者が実施する安全性を向上するための設備の更新、利便性を向上させるための改良等に対して、必要な支援をしています。



軌道改良



車両の更新



案内表示の多言語化



予約受付中!

普段あまり見ることのできない車検コースの内部を実際に見ることができるため、採用後のイメージをつかむことができます。

1. 対象者

- 2025年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度・高卒程度試験) を受験した者(受験を予定している者を含む) (区分:「デジタル・電気・電子」「機械」「土木」「物理」「近畿技術」等)
- 国家公務員(近畿運輸局)に興味がある大学生・高校生
- 2. 見学会場 各府県 運輸支局·事務所にて随時実施中

大阪運輸支局·京都運輸支局·奈良運輸支局·

滋賀運輸支局·和歌山運輸支局·兵庫陸運部



大阪運輸支局 自動車検査コース



大阪運輸支局 自動車検査登録窓口

3. 予約方法

電話又は電子メール(<u>kkt−saiyou.gijutsu@ki.mlit.go.jp</u>)に以下を記入して予約。

件 名:支局見学希望(近畿運輸局自動車·鉄道系技術職員)

・試験区分の別

「デジタル・電気・電子」「機械」「土木」「物理」「近畿技術」等:

- ·氏名:
- ·連絡先(電話番号):
- ·希望日時:
- ·希望支局等:

お問い合わせ先

国土交通省近畿運輸局 自動車技術安全部技術課

TEL 06-6949-6452



入局に当たって、自動車に関する専門的な知識や、 整備士資格などの資格は必要ありません。

自動車の審査に必要な法令(基準)は、採用後の研修 等で学んでいただけます。

業務内容等について ご本慮なく以下にお問い合わせください。

近畿運輸局

自動車技術安全部技術課 採用担当 廣瀬(ひろせ) 電話 06-6949-6452 (直通)

E-MAIL: kkt-saiyou.gijutsu@ki.mlit.go.jp